

鹿島市公告第11号

鹿島市立学校給食センター調理等業務委託事業【第5期】について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

鹿島市長 松尾勝利



1 業務の概要

(1) 事業名 鹿島市立学校給食センター調理等業務委託事業【第5期】

(2) 業務場所 鹿島市浜町甲3831番地2 鹿島市立学校給食センター

(3) 業務内容

- ① 物資の検収、検温及び格納業務
- ② 調理業務
- ③ 原材料及び保存食の保管業務
- ④ 配缶業務
- ⑤ 配送及び回収業務
- ⑥ 食器具、食缶等の洗浄、消毒及び保管業務
- ⑦ 調理機器、コンテナ等の洗浄、消毒及び整理業務
- ⑧ 施設・設備の清掃、洗浄及び消毒業務
- ⑨ 残菜の計量及び記録並びに塵芥の集積業務
- ⑩ 調理機器の安全点検・記録及び調理器具の修理業務
- ⑪ ボイラー運転管理業務
- ⑫ 配送車の点検及び管理業務
- ⑬ 安全・衛生管理業務
- ⑭ 前各号に付帯する業務

※ 委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収業務
- ・ 施設、設備等の修理業務（軽微なものを除く。）

(4) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 応募資格

(1) 資格要件

参加表明書（兼参加資格審査申請書）、提案書及び添付書類（以下これらを「提案書等」という。）を提出できる者（以下「応募事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、「4 受託者の選定」の決定日までに資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- ① 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- ② 応募時点において、鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成14年規則第3号）第3条第4項に規定する入札参加資格者として登録された者であること。
※登録には期間を要するので、必要書類を令和7年6月27日（金）までに市財政課入札・契約管理係へ提出すること。
- ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付衛食第85号別添）に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」に該当する学校給食センターなどにおける調理業務実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を実施している者であること。
- ④ 添付する仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。
- ⑤ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑥ 契約時に業務履行保証人を確保できる者であること。
- ⑦ 別途行う説明会及び現地見学会に出席した者であること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本市の指名停止措置を受けている者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 応募時点において、法人税、消費税・地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納している者。
- ⑤ 過去2年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者。

3 応募手続

(1) 募集要項の交付

① 交付期間及び時間

令和7年6月16日（月）から同年6月25日（水）までの日（鹿島市の休日に関する条例（平成2年条例第5号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

② 交付場所

鹿島市大字納富分2643番地1 鹿島市教育委員会教育総務課（鹿島市役所2階）

③ 交付方法

希望者に直接交付する。また、鹿島市公式ホームページからも申請書類等の一部をダウンロードすることができる。

(2) 提案書等の提出

① 受付期間及び時間

令和7年7月9日（水）から同年7月23日（水）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

② 受付場所

(1)の②に同じ

③ 提出書類

提案書等（様式及び提出部数については、募集要項による。）

④ 受付方法

持参すること。

4 受託者の選定

(1) 評価及び選定の方法

提案書等の評価は、学識経験者等で構成する鹿島市立学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会により、次の事項を基準として第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行う。

① 企業評価

企業理念、経営状況、業務実績及び危機管理体制

② 技術力評価

提案内容の的確性、人員体制（円滑な実施）、衛生管理の体制、業務従事者研修、移行準備等、食物アレルギー対応並びに食育の充実及び学校との交流企画

③ コスト評価

受託コスト

(2) 第一次審査（書類審査）の実施

① 実施予定日 8月上旬

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施

① 実施予定日 8月下旬

② 実施場所 鹿島市役所 庁舎内会議室

(4) 最優秀提案者の選定

各委員の評価を合計した点数の最も高い者（当該点数の最も高い点数が同点のときは、委員長が決するところにより決定された者）を最優秀提案者とする。

(5) 選定結果の通知・公表

応募事業者全員に対して文書で通知する。また、審査結果は市ホームページに上にも公表する。なお、審査結果の通知は令和7年9月上旬を予定している。

5 契約の締結

「4 受託者の選定」により最優秀提案者とされた者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調のときは、「4 受託者の選定」により決定された次点者と順次随意契約の交渉を行う。

6 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鹿島市教育委員会教育総務課管理係（電話0954-63-2103）とする。

(2) 契約書の作成は、これを要とする。

(3) 提出書類の作成、提出等に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類等は、返却しない。

(5) その他詳細は、募集要項による。